



# 「隠れた環境ハザード 事例集」

日本CSR普及協会

## はじめに 1/2

日本CSR普及協会は、企業の社会的責任（CSR）の観点から社会と企業の持続可能性を保障する健全なる経営基盤を企業が自主的に確立する取り組みを普及・啓発することを目的に、弁護士が中心となって2008年10月に設立されました。現在、約200名の弁護士会員、約30社の企業会員が「人権・労働」、「公正取引」、「消費者」、「内部統制」、「環境」の5つの専門委員研究会を設置して、研究会と公開セミナーを中心に活動しています。

そのなかで私たち環境専門委員研究会は、持続可能な成長に向けた企業の予防・対処活動と、それを弁護士が効果的に促進する方法について、議論と研究を重ねています。環境汚染、省エネ・省資源、温暖化・気候変動、化学物質、生物多様性など、環境分野の取り組みや管理体制に関する情報発信が増えましたが、環境リスクへの危機感については、企業経営の隅々まで浸透していると言いきれない状況にあります。

その原因は、企業活動のあらゆる面に、環境リスクが潜んでいることについて、企業の経営層から現場担当者まで認識が共有されてい

## はじめに 2/2

い点にあると私たちは考えました。

そこで、私たちの考え方を多くの方々に知っていただくため、「隠れた環境ハザード事例集」を公表いたします。これは、企業活動における「隠れた環境ハザード」を企業実務の見方でマップ化した資料です。この資料に書かれた環境ハザードは、実際に発生した失敗事例等をベースに作成しました。どのような企業でも現実に起こりうる失敗ばかりです。

多くの企業と弁護士及びその他の専門家が、日本CSR普及協会の趣旨に賛同していただき、この事例集を参考に、さらに協力して持続可能な社会構築に参加することを期待しております。是非、この「隠れた環境ハザード事例集」を読んで、私たちにコンタクトしてください。また、忌憚のないご意見をお寄せください

日本CSR普及協会 環境専門委員研究会

# 事業活動に関連する環境リスク



事業所・工場の開設・閉鎖で発生しやすい問題

## Case1 アセス逃れはNG!

– 条例の基準以下の事業規模でもリスク回避のために実施すべきケース –

### 【相談】

社運を賭けた大規模施設を建設しています。1期工事と2期工事を通算すると条例上の環境アセスメントの適用規模を超えるものの、個別には基準を下回るので、環境アセスメントは実施せずに着工しました。仮にアセスメントを実施すると、多くの費用と時間がかかるだけでなく、有名な自然生態系に隣接しているので、計画を変更させられる可能性もあったんですよ。我々の判断になにか問題はありますか？

## 【解説】

一定の基準を超える大規模開発には、環境影響評価法だけではなく、自治体の条例で環境アセスメントが要求されている場合があります。このような場合、違反してもバレないだろうなどと甘く考えてはいけません。事業規模をごまかして環境アセスメントをのがれようとしても、工事の規模はいずれ広く知られることとなります。実際に、「不正な環境アセスメントのがれだ」と近隣住民や自然保護団体から苦情が殺到し、建設差し止め訴訟、行政からの工事自粛要請、金融機関からの融資凍結を招き、計画が破綻したケースもあります。逆に、アセスメントを誠実に行うことにより、より環境に配慮した事業計画への変更も可能となり、結果的に円滑な事業活動につながります。長い目で見れば、積極的な環境アセスメントの実施と情報公開が、開発計画を安全に進める鍵となります。

## 営業・工事で発生しやすい問題

### Case2 ノルマへのプレッシャーがエコ偽装に！

－補助金の偽装申請の責任を問われたケース－

#### 【相談】

グループの住宅販売会社では、省エネ・節電ブームを見越して太陽光発電を装備した住宅の販売目標を高め設定しました。施主が自治体から補助金を受給するには、申請が受理された後で工事に着手しなければなりません。しかし、当社が今年度のノルマを達成するため、申請の受理を待たず、先に工事に着手した上で、申請書類の工事着工予定日を受理後の日付に改ざんしました。この程度のことはどこの会社でもやっていると思うのですが、やっぱりまずいのでしょうか。

## 【解説】

補助金の申請において必要な書類に虚偽記載をすることは、納税者や担当行政を欺く反社会的行為です。行政の担当者には分からないだろうと安易に考えるのは大きな間違いです。虚偽記載は、実績計上の前倒や失敗の隠ぺいに「便利な方法」ですので、組織全体に蔓延しかねません。結果として、施主を巻き込んで大きなトラブルになる可能性があります。虚偽記載が判明すれば、マスコミに報道されるだけでなく、嘘をついてまで利益を優先する会社と批判を受けるおそれが高いのです。さらに、建設業の許可に対する行政処分、公共発注についての指名停止など、事業活動を停止せざるをえない事態も考えられ、会社存続の危機にもなりかねません。また、施主が補助金を返還せざるを得なくなった場合、訴訟に発展する可能性もあります。工口商品を販売するためだという言い訳は通用しないのです。



不動産の売買・賃貸で発生しやすい問題

## Case3 省エネしたのに削減義務？

－過去の持ち主の分まで省エネを求められるケース－

### 【相談】

事業が好調で従業員も増えたので、東京都内に自社ビルを持つと計画し、まだ新しい中古ビルを購入しました。折からの節電ブームで、当社も節電に励み、東京都の総量削減義務の対象となるエネルギー量以下まで削減に成功しました。それなのに、期間を通算した総量削減義務の未達成を理由にペナルティを課されるかもしれないと東京都から連絡がありました。本当にそんなルールがあるのでしょうか？ すくなくともビルの売買時にそんな話は聞いていません。

## 【解説】

東京都環境確保条例では、エネルギー削減対象ビルの所有者が変わった場合、整理期間の年度末（現時点では2015年度末）の時点での所有者がその期間の総量削減義務を負うことになります。削減義務は原則5年単位で計算されるため、たとえ購入後省エネに努め、基準値以下まで削減しても、それまでのエネルギー使用量が多かった場合、その間における不足分の削減が求められるケースがあり得るので要注意です。最近では、自治体ごとにさまざまな環境関連の条例が制定されています。特に、大都市では先進的な内容の規制も少なくありません。企業としては、予期せぬリスクに備えるために、条例も含め、事前の法令調査や自治体の担当部署への確認を十分に行うことが必要です。

事業所・工場管理で発生しやすい問題

## Case4 騒音基準は守っていたのに・・・

－周辺の家畜に被害を与えたことで賠償責任が認められたケース－

### 【相談】

騒音規制法の基準を超えないよう、十分に注意して建設工事を行っていましたが。ある日、付近の酪農業者から「工事が始まってから、飼育している牛が死んだり、乳量が減ったりしている。工事の中止と損害の賠償を求める」との申し入れがありました。法律には違反していないので、仮に騒音のせいで牛が死んでも当社に責任はないと判断していますが、大丈夫でしょうか？

## 【解説】

社会生活では少なからず他人に迷惑をかけます。その迷惑を弁償する法的責任があるかどうかは、その被害が一般社会生活で我慢すべき程度（受忍限度）かどうかを基準に、諸事情を総合的に考察して判断します。その原因行為が法律や条例の基準に違反しているか否かは、考慮すべき事情の一つに過ぎません。つまり、法律や条例の違反がなくても他の事情から賠償責任を負う可能性はあるということです。事例と同様のケースで裁判所が、騒音規制法は人の聴覚を前提としているに過ぎず、瞬間的・突発的な騒音に対する感受性が高い牛の習性にも着目した検討が必要であるとし、結論として、建設工事の騒音は畜産事業者の受忍限度を超えると判断した実例があります。法律や条例に違反しなければ大丈夫と考えるのはとても危険です。

事業所・工場管理で発生しやすい問題

## Case5 ベテランに任せていたのに・・・

－測定数値の改ざんで行政指導を受けたケース－

### 【相談】

工場環境管理は、トレーニングを受けた担当スタッフによる相互チェックで行うことになっていましたが、実際は届出から測定、報告まで全て勤続30年のベテラン社員一人に任せており、部門長もただ提出書類に捺印するだけでした。昨年の自治体の定期調査で基準値を超える規制物質が工場から排出されていると指摘されたので調べたところ、そのベテラン社員が測定記録を改ざんしている事実が判明しました。会社にも責任は及ぶのでしょうか？

## 【解説】

大気汚染防止法、水質汚濁防止法では、有害物質の排出により人体への健康影響が出た場合、企業には無過失責任が問われます。また、排出基準違反には、直罰規定が適用され、さらに両罰規定がありますので、担当者だけではなく法人も罰金の対象となります。担当者に任せきりにしていた工場長や経営者が警察や行政から厳しい取り調べを受け、その結果刑事責任が発生する可能性もあるのです。記録の改ざんも罰則が適用されますので注意が必要です。さらに、行政からの改善命令、操業停止命令の危険もあり、工場が存続できなくなることも考えられます。マスコミに報道されれば、地域住民の信頼も失われ、場合によっては訴訟に発展します。汚染防止の規制は年々複雑かつ多様になりますので、環境担当者の計画的な育成とコンプライアンスの徹底が必要です。

事業所・工場管理で発生しやすい問題

## Case6 焼き鳥の臭いが理由で慰謝料の支払い？

－行政の指導内規に基づいて賠償責任の有無を判断したケース－

### 【相談】

住宅街で焼き鳥店を営んでいたところ、近隣住民から「焼き鳥の臭いで窓も開けられず体調を崩した」との苦情を受けました。そこで、建物の1階にあった排気ダクトを3階の屋根の上へ延長する工事を行いました。それでも近隣住民の被害の訴えは止まりません。歩み寄る姿勢を見せないことに怒りをおぼえたので、このまま放置しようと思います。また何か言ってきたらどうしたらよいのでしょうか？

## 【解説】

飲食店や食品工場から排出される臭気が近隣住民の我慢すべき程度（受忍限度）かどうかはどのように判断するのでしょうか？いくら美味しそうな匂いも毎日嗅ぐとなると迷惑に感じる人もいるでしょう。それに臭気のとらえ方は個人差が大きいので、なんらかの客観的な判断基準を立てて折り合いをつけないと泥仕合が避けられません。事例と同様のケースで裁判所が、自治体の悪臭防止暫定指導細目の基準を超えていることを根拠として、焼き鳥店の臭気は近隣住民の受忍限度を超えていると判断し、一定限度まで臭気を低減する措置と慰謝料の支払を焼き鳥店に命じた実例があります。法律や条例でなくても、行政の指導基準など客観的で公平な尺度に基づいて解決を図るのは有効な方法といえます。



不動産売買・賃貸で発生しやすい問題

## Case7 汚染対策バッチリでも安心できない！？

－自然由来の土壌汚染に調査・対策の責任を負うケース－

### 【相談】

有機化合物を使用していた工場を閉鎖・解体して土地を売却することになり、土壌を検査したところ、有機化合物による汚染はないものの、付近の火山に由来すると思われるヒ素が法律の基準を超えて検出されました。自然由来の汚染であり、当社の責任ではないので、行政への報告や汚染対策は実施せず、買主にも伝えない予定です。なにか問題があるのでしょうか？

## 【解説】

土壤汚染対策法は、土壤汚染が不明なまま放置されて人への健康影響が発生・拡大するリスクを除去することを第一の目的としています。そこで、2009年の法改正で、自然由来の重金属による土壤汚染も対象に含まれることが明確にされました。また、3,000平米以上の開発行為については、土壤汚染法に基づく届出が必要です。自然由来の汚染でも、工場解体の際には規制の対象となり、売買の際には説明義務が発生する可能性が考えられます。事例と同様のケースで裁判所が、土地の形質変更の際に実施する土壤汚染調査において、ヒ素が自然由来か否かに関わらず、汚染土壤を処分するためには通常の土壤よりも多額の費用がかかるとして、余計にかかった残土処分費について損害賠償の支払を命じた実例があります。土地を売買する際には、周囲の自然環境にも注意を払い、地元の状況に詳しい専門家に意見を聴く慎重さが必要です。

不動産売買・賃貸で発生しやすい問題

## Case8 建物を借りたら敷地の汚染にも注意！

－建物の借り手が損害賠償請求を受けたケース－

### 【相談】

賃借した工場家屋を明け渡す際に、特段土壌調査及び対策をせず、汚染物質を除去しないまま賃借建物を明け渡しました。明け渡しを受けた土地所有者が、同土地にマンションを建設しようとした際、行政から土壌汚染の調査命令を受け、調査の結果土壌汚染が明らかになりました。土地の所有者から何らかの請求を受けることがあるのでしょうか？

## 【解説】

土壤汚染の浄化に多額の費用を費やしたとして損害賠償請求を受ける危険があります。建物の賃貸借においては、建物だけでなく敷地の土地についても賃貸借契約の終了時に原状回復義務を負うことになるという裁判例があります。賃借人としては、賃借したのは建物であって、土地を借りたのではないから敷地の汚染は関係ないと思うかもしれませんが、しかし、賃借人が汚染原因者である場合には、後日汚染が発覚し、賃貸人が行った調査や浄化対策工事の費用を負担させられることがあります。この場合、覆土など、土壤汚染対策法に基づき通常求められる対策費用を賠償すれば足りるのか、汚染土壤の完全撤去の費用まで負担しなければならないかは、事案によって異なると思われます。しかし、賃借建物を工場などに使用する場合、汚染の事前防止措置、明渡時の調査・除去処理を契約段階できちんと取り決めたとうえで、確実に行うことが大切です。

## 商品開発で発生しやすい問題

### Case9 安易なエコ広告は危険！

－商品広告が偽装と判断され、行政処分を受けたケース－

#### 【相談】

リサイクル素材をたくさん使用する予定の新製品を発売することとなり、リサイクル素材の使用やこれによるCO<sub>2</sub>削減効果などを、広告で前面に押し出しました。ところが、製造現場では、性能の確保や量産の困難性などの理由で、リサイクル素材の使用量や使用方法を大幅に変更してしまい、このような変更が社内の関係部署に十分連絡されていませんでした。この結果、エコ商品を売り物にした広告・宣伝が、結果的に嘘となってしまいました。今からでも何か手を打った方がよいのでしょうか？

## 【解説】

近時、環境問題に対する関心の高まりから、廃棄物や二酸化炭素を削減し、地球環境に配慮した製品とうたう広告・宣伝が増えています。しかし、エコ商品を強調する宣伝には、落とし穴もあります。景品表示法は、事業者がその商品やサービスが実際よりも著しく優良であるとか、事実と反して他者よりも著しく優良であると一般消費者に誤解を与える広告・宣伝等を禁止しています。広告・宣伝に合致しているかをきちんと検証しないと、後に大きなトラブルが発生します。不当表示が疑われる場合、消費者庁等による調査が行われ、広告に合致した裏付けデータの提出が求められます。広告を行う前に、製造現場や裏付けデータを現物で確認することを怠ってはいけません。調査結果により、警告や注意、社員教育・再発防止策を含む措置命令を受けることがあります。また、排除命令違反に対しては罰則（懲役・罰金）もあります。エコ偽装は、会社の信用を失墜する危険が高く、十分な注意が必要です。もし、ミスが判明したら、自主的に届出・公表することを検討しましょう。

事業所・工場管理で発生しやすい問題

## Case10 相見積もりで痛い目に！

－安易な廃棄物処理業者選定により不法投棄責任を問われたケース－

### 【相談】

全社的なコストダウン計画の中で、相見積もりをとるルールが厳格化されました。廃棄物処理の業者選定の際、都道府県知事の許可を有する業者5社の相見積もりをとったところ、とびぬけて安い業者がありました。これまでに取引した実績はありませんが、許認可を受けた事業者なので大丈夫だろうと考え、その最安値の業者を選定しました。何か気をつけることはあるでしょうか？

## 【解説】

相談と同様のケースで、その業者が不法投棄をしたまま倒産してしまい、自治体から億単位で撤去費用を請求された実例があります。産業廃棄物の処理責任は、原則として処理業者ではなく廃棄物を排出した企業にあります。処理責任の中には、「適正な業者に委託すること」が含まれます。適正な処理費用を負担していない場合や、処理業者の不法投棄を知りえた場合は、不法投棄現場の現状回復等の措置を自治体から命令されることもあります。例え、その廃棄物処理業者が都道府県知事の許可を得て、マニフェストなども適正に交付していたとしても、その処理料が相場と比べて極端に安い場合などは、適正な処理費用を負担していないと認定されるリスクも十分考えられます。信頼できる処理業者かどうかを、信用調査会社の情報や、現地視察で確認すること、極端に安い業者には注意することなどが必要です。最近では、都道府県による廃棄物処理業者の優良性認定制度も始まっているので、これを参考にするのも有効でしょう。



事業所・工場管理で発生しやすい問題

## Case11 ゼロエミを過度に追求すると・・・

－廃材の売却が下請法違反になりうるケース－

### 【相談】

社長命令で環境配慮企業を目指し、ゼロエミッション（埋立廃棄物ゼロ）を本格的に推進することになりました。ゼロエミッションにあたって、当社製品に用いている紙製ラベルシールはこれまで埋立処理していたのですが、このままではゼロエミッションが達成できないので、下請取引先であるラベル製造会社にリサイクル原料として安く引き取ってもらうよう強くお願いしました。ラベルシールは接着剤が付着してリサイクルしにくいので、初めは嫌がっていましたが、当社が大手の得意先ということもあり、渋々ながら応じてくれそうです。このまま進めて大丈夫ですよね？

## 【解説】

相談内容は、大口発注者としての優越的な地位を利用して、取引先に対して自社のラベルシール廃材を半ば強制的に購入させたケースといえます。仮に本件が下請法の適用取引に該当する場合、当社の行為は「購入・利用強制」という同法の禁止行為にあたる可能性があります。また、本来であれば処理料を支払わないと引き取ってもらえない物（事例のラベルシール廃材）を、押し付けて買い取らせた場合、有価物を装った不法廃棄だとして廃棄物処理法違反と認定されるリスクも考えられます。廃材の売却は法律違反のリスクがはいっぱいありますので、よほど注意しなければいけません。

解散・譲渡・移転で発生しやすい問題

## Case12 「不用品まとめて買い取ります」には要注意！

－中古品として売却したつもりが廃棄物の規制が適用されるケース－

### 【相談】

事務所の引っ越しに伴い、不要となった家具・什器備品等を一括して5万円で中古品業者に販売しました。ところが、当社の社名を書いた品物が不法投棄されていると警察から連絡がありました。中古品業者に連絡を試みましたが既に倒産していました。当社にはどのような責任が及ぶのでしょうか？

## 【解説】

それが廃棄物かどうかは、当事者の意思だけではなく、物の性状、排出の状況、通常取引形態、取引価値などを総合的に勘案して判断されます。したがって、有償売却の形をとり、有価物として引き渡したつもりでも、「廃棄物」の排出と判断されるケースもあります。事例のケースでは、売却したなかに廃棄物が含まれていたとして、無許可業者への委託（委託順違反）による廃棄物処理法の違反に該当する可能性があります。この場合、担当者だけではなく、法人にも罰則が適用されます。また、不法投棄されたものについて、原状回復義務を内容とする措置命令が出される可能性もあります。企業の設備や備品を処分するときには、身元のしっかりした信用できる業者を選定し、一つひとつ物品の取引価額を決めて売却した方が賢明です。

解散・譲渡・移転で発生しやすい問題

## Case13

**PCB廃棄物だったなんて！知らなかったではすみされない！**

－建物解体時にPCB廃棄物が混入していたため、法違反が問われたケース－

### 【相談】

工場の付属建物が老朽化したため、古い建物の解体を、業者に依頼しました。解体業者は蛍光灯安定器を取り外して、産業廃棄物処理業者へ引き渡しました。その後、産業廃棄物処理業者から、念のために調べたらPCBが入っていたとの連絡を受けました。PCB廃棄物の確認もれがあったとして行政に報告しようと思います。行政からどのような指示が予想されますか？

### 【解説】

本件では、行政に報告を行ったうえで、PCB廃棄物の保管届けと移動届けを自治体に提出し、さらにPCB特別措置法に基づく適正処理を行う必要があります。事例はすでに違反の状態ですから、顛末書を作成し、再発防止の報告を行う必要があるでしょう。PCBの製造・販売は、カネミ油症事件を契機として、昭和49年に禁止されています。しかし、それ以前には、PCBは多くの機械装置に絶縁油・潤滑油等として使用されていたため、PCBを含む廃棄物がどこに紛れ込んでいるかは容易にわかりません。そのため、PCBが入っていることを知らずに捨てられるケースが後を絶ちません。PCB廃棄物かどうかを調査することは、排出事業者の義務であり、知らなかったという弁解は通用しません。PCB廃棄物を紛失した場合、罰則が適用されるだけでなく、これによって発生するPCB汚染の拡散、土壌汚染についても、汚染原因者としての責任が発生します。

## 商品開発で発生しやすい問題

### Case14 中途半端な対応が社会の反撥を招く

－見極めの甘さから主力商品を失ってしまったケース－

#### 【相談】

販売中の特定保健用食品に含まれる化学物質Aが反応して生まれる化学物質Bに発ガン性があることが判明し、摂取した化学物質Aが仮に体内ですべて化学物質Bに変化すると健康上の危険が存在しないとはいえない、という専門家の見解が示されました。社内で協議した結果、化学物質Aの含有量が安全圏に低減できるよう商品の改良に努めることとし、それまで販売を一時中止することにしようと思います。こうした対応では問題があるのでしょうか？

## 【解説】

環境や健康への悪影響に関する化学的証明が不確実だからといって防止対策を先延ばしにしてはならない、という予防原則の考え方が化学物質の利用全般に適用されるようになりました。特に食品安全の分野では消費者の関心が高いことから、厳格なリスクアセスメントと慎重な対応が必要となっています。これまでに発ガン性物質の含有、牛豚への育成促進ホルモン注射、遺伝子組み換え食品などが強い関心を集め、その生産・流通に関する社会ルールが形成されてきました。事例と同様のケースで、会社の対応が消費者団体の反撥を招き、政府も強く批判したため、会社側から特定保健用食品の指定を返納し、関連商品を含む一切の販売を中止した実例があります。安全性を確実に保証できないときには消費者に不安を与えないことを優先する判断が会社の信頼とブランドと守ります。



解散・譲渡・移転で発生しやすい問題

## Case15 まだまだ続くアスベストの恐ろしさ！

－近隣の要求に自治体・事業者が歩み寄って安全・確実に工事を進行させたケース－

### 【相談】

建物解体工事の着工後、アスベスト飛散・吸引の不安がぬぐえないとして隣接の保育園の保護者から工事中止を要望する声が上がりました。保護者は自治体にも指導を要請した模様です。法律や条例に違反しているわけではないので明らかに過剰な要求です。無視するわけにもいかないので、作業員に注意徹底することで納得してもらおうと考えています。他社ではどの程度対応しているのでしょうか？

## 【解説】

アスベストはごく微量の吸引でも中皮腫等を発症します。ひとたび被害が発生したら被害者の健康や人生に多大な影響を与えてしまいますが、発症までに何十年もかかるため被害の責任追及が難しい問題です。解体工事の施行者が約束しても作業員の一人ひとりに徹底されなければ防止対策になりません。事例と同様のケースで、いったん工事を中止した上で、保護者の要求に自治体・工事業者が歩み寄り、工事協定書を締結し、自治体の委託を受けたアスベスト専門NPOが工事現場に入って、隣接する保育園のアスベストの含有箇所と空気中濃度を常時監視した事例があります。近隣に影響を与える危険が僅かでもあれば、リスクコミュニケーションを実践し、誰にとっても安全・確実な工事を徹底する姿勢が会社の事業と評判を守るといえるでしょう。

営業・販売で発生しやすい問題

## Case16

### 法律で開示義務がなくても、共有しないといけないの？

－リスク情報を開示しなかったことで責任を問われるケース－

#### 【相談】

当社は、世界中の完成品メーカーに部品を供給する1次サプライヤーです。ある新興国で、当社提供の部品が原因となって環境や人体に被害を及ぼす事故が1件発生しました。その時点では、最終消費者の誤使用や違法改造が原因で、当社の責任ではないとして、間もなく事態は収束しました。しかし、その後、同様の事故が国内でも発生しました。なにか対応を考えた方がよいのでしょうか？

## 【解説】

昨今、企業が保有する製品のリスク情報を開示して注意を呼びかけなかったことについて企業の責任が問われるケースが多数発生しています。たとえ法律上は開示義務がなくても、リスク情報をその企業が独占していると、不都合を隠している、消費者や社会を軽視している、と見られる心配があります。なかでもリスク発生時の健康や環境への影響が甚大であると予想される場合は、社会の不安を取り除くことを優先して、CSRの観点から対応を検討すべきです。相談のケースでも、新興国での事故情報を開示して注意を呼びかけなかったこと責任を完成品メーカーや監督行政から追及される危険があります。今後は、特にサプライチェーン全体でのリスク情報の共有がより求められるようになると考えられます。

事業所／工場開設・閉鎖で発生しやすい問題

## Case17

今や、開発するには「生態系まるごと引越プラン」の時代

－自主行動を取らないと計画が頓挫しそうになったケース－

### 【相談】

鉱山開発のため大規模な森林伐採を計画したところ、地元の自然保護NGOから「周辺の生態系保護について協議してほしい。応じなければ、開発の許可権をもつ政府や融資を引き受ける金融機関にも計画の再考を働きかける」との文書が届きました。社内には「無視すべき」との意見もあります。どのように対応すべきでしょうか？

## 【解説】

資源開発は必然的に生態系へのダメージを伴います。そこで、開発による負の影響を帳消しにするため、開発地の生態系を科学的に調査し、同等の生息地で適切な保全や復元を行う代償措置（代償ミティゲーション・生物多様性オフセット）が普及・拡大してきました。最近では、開発前よりプラスの状態を増加するネットゲインを目指す先進的な企業も登場しています。このようなネットロス政策は1950年代にアメリカで導入された後、日本を除く先進国を中心に多くの国で制度化され、国際的にも基準や制度の共通化が議論されています。事例では、NGOや政府などと協議して、開発地周辺に生態系を避難させたり、採掘を終えた場所を元の緑に戻したりする実効性のある措置を検討するのがCSRにかなった対応といえるでしょう。

調達・購買で発生しやすい問題

## Case18 紛争鉱物って何？

－取引先から使用原材料調査を求められたケース－

### 【相談】

国内の大手電機メーカーのサプライヤーとして電子部品の製造をしています。原材料に金やスズを使用していますが、商社から購入しているので原産地はわかりません。米国で紛争鉱物の調達地域等の開示義務を定めた法律ができたと聞きましたが、当社は海外に顧客はいないので何も準備していませんでした。ところが、得意先のメーカーから、米国の取引先から質問票が来ているので、原材料の原産地を明らかにしてほしいと要請を受けました。メーカーも回答する必要があるのでしょうか？

## 【解説】

米国の金融危機を受けて「ドッド・フランク ウォールストリート改革および消費者保護法（通称「ドッド・フランク法」）」が2010年7月21日に成立しました。その中で、紛争鉱物（コンフリクト・メタル、コンフリクト・ミネラルズ等）といわれるアフリカのコンゴ共和国及びその周辺で採掘される金・スズ・タングステン・タンタルを使用する一定の米国上場会社（アメリカ証券取引委員会＝SEC 登録会社）に対し、報告・開示が義務化されました（1502条関係）。これは、コンゴにおいてこれら鉱物資源が反政府勢力の資金源となっていることと、鉱山での児童労働や強制労働がCSR上問題となっていることが背景にあります。もし、開示義務が課されると、当該企業は自社製品に紛争鉱物が混入していないか調査する責任があります。日本の部品メーカーが米国企業との取引がなくても、最終的に当該企業の製品に自社の部品が用いられるのであれば、紛争鉱物調査の要請が来ることは十分考えられます。（ただし、中小企業への負担の重さが障害となり、2012年7月現在、SECによる規制告示の見込みは立っていません）



調達・購買で発生しやすい問題

## Case19 漁業にもエコマーク？

－納品先から水産資源のトレーサビリティを要請されたケース－

### 【相談】

近海でホンマグロを中心に漁業を営んでいます。ある日、NGOからホンマグロの乱獲の恐れがあるのではと指摘されました。でも、そんなことはないと思って特に気にせず操業を続けていました。しかし、その後、得意先である大手流通企業から、「お宅では、ホンマグロの乱獲とか違法操業とかしていないことを証明してください」といわれてしまい、対応に窮してしまいました。どうしたらよいのでしょうか？

## 【解説】

現在、世界的な人口の増大により魚介類についても乱獲が進み、水産資源の将来が危ぶまれるようになってきました。そこで、現在と将来の世代にわたって水産物の供給を確保するために、非営利団体である海洋管理協議会（MSC）が1997年に設立されました。適切に管理された漁業であることを認証する「MSC 漁業認証」と、漁業認証された水産物の卸・加工・流通におけるトレーサビリティを認証する「MSC COC認証」とがあります。認証された漁業による水産物には、MSCラベルがつけることができます。また、日本ではMSCエコマークはそれほど普及していませんが、COC認証を取得した大手流通企業もあり、今後漁業関係者に対して、漁業認証の取得を要請してくる可能性があります。また、漁業関係者にとっても、将来的に安定して漁業を続けるためにも、大手流通業者にアピールするためにも、漁業認証の取得には一定のメリットがあると考えられます。

## 隠れた環境ハザード事例集

発行 : 2012年7月25日  
発行元 : 日本CSR普及協会  
執筆 : 日本CSR普及協会 環境専門委員研究会  
デザイン: 株式会社コンテクト